

平成 29 年

第 3 回 臨時委員会

会 議 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成 29 年 第 3 回 定 例・ <input checked="" type="radio"/> 臨時 委 員 会 会 議 録			
委 員 会 日 程			会 場
開会日時	平成 29 年 2 月 28 日 午前・ <input checked="" type="radio"/> 後 9 時		佐渡市役所 畑野行政サービスセンター 4 階 会議室
閉会日時	平成 29 年 2 月 28 日 午前・ <input checked="" type="radio"/> 後 10 時 22 分		
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
出 席 委 員	欠 席 委 員	会 議 録 署 名 委 員	
1 番委員 佐藤 辰夫		金子 眞理	
2 番委員 仲川 正道		中村 友子	
3 番委員 金子 眞理			
4 番委員 中村 友子			
5 番委員 児玉 勝巳			
議 案 説 明 の た め 出 席 し た 職 員			
学校教育課 課長 吉田 泉 管理主事 山田 裕之 課長補佐 伊藤 賢治 書記(庶務係)土屋 康洋		社会教育課 課長 越前 範行	
傍 聴 人	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有 の 場 合、別 紙 の と お り	
報 告 の 要 旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
議案第7号 管理職教員の人事異動内申について 議案第8号 佐渡市教育委員会職員の懲戒処分について 議案第9号 佐渡市教育長の給与の減額に関する条例の制定について <報告事項> 1 学校の諸問題について 2 その他 <その他> 次回臨時会・定例会開催日		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・委員全員 ・佐藤委員長 	<p>本臨時教育委員会は、午前9時00分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただいまから平成29年第3回目佐渡市教育委員会臨時会を開催いたします。 ・ 初めに、日程第1、「会議録署名委員の指名」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第21条の規定により、金子委員と中村委員の2名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。 ・ 日程第2、議案第7号「管理職教員の人事異動内申について」を議題といたします。議案第7号は、人事に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により秘密会としたいのですが、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・佐藤委員長 	<p style="text-align: center;">【秘密会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することに異議ございませんか。 ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第7号「管理職教員の人事異動内申について」は、原案どおり可決されました。 <p>次に、日程第3、議案第8号「佐渡市教育委員会職員の懲戒処分について」及び、関連しますので、日程第4、議案第9号「佐渡市教育長の給与の減額に関する条例の制定について」を議題といたします。ただいま議題となります両議案は、経過措置により適用される改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、児玉委員は当人に当たりますので、議事に加わるできません。退席をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第8号は、人事に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・佐藤委員長 	<p>(挙手)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全員挙手です。 ・ 議案第8号を秘密会とすることといたします。 <p style="text-align: center;">【秘密会】</p> <p>(議案第8号は原案どおり可決された。)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 続きまして、6ページをご覧ください。関連する議案です。佐渡市教育長の給与の減額に関する条例ということで、これはそもそも市長並びに教育長等につきましては、私どもの一般職の給料表とは別に条例で教育長の月額が53万円という定めがございます。市長も同様でございます。したがって、この条例を改正する必要があるということで、併せて教育長に関する条例を改正いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<p>今回は、佐渡市長も引責するというので、同時に教育長、市長同時に4月の給与の1カ月分の減額ということになりますと、3月の今現在定例会がスタートしますので、そこに先程の条例を提案して、市長と教育長の条例を提案して議会在認めていただいて初めて減額が成立すると、そのような流れになっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ちなみに、上司の監督責任でございますが、一般的には上司の監督権は、部下の職務や職場秩序の維持に対して行使されるものでございます。原則として私生活上の行為に対して及ぶものではないというふうに判断しております。今回の事案につきましては、監督責任は問わないことといたします。 ・ ただし、4ページ、教育長に関します処分量定ということで、別紙のとおり上司の指揮監督権は、部下の職務や職場秩序の維持に対して行使されるものであり、原則として私生活上の行為に対してまで及ぶものではない。しかし、教育委員会職員による不祥事が平成28年9月から続き、教育長は何度も職員全体に注意喚起を促してきたが、平成29年2月に職員による飲酒運転事故が発生したことは、結果的に指導監督が不十分であったと言わざるを得ない。今回の飲酒運転事故の重大性を鑑み、組織全体の規律を正し、教育委員会職員全員に対し、さらに注意を喚起する意味で、教育委員会事務局最高責任者として厳正な処分、指揮監督不適正が必要であると考えられる。今回佐渡市長は、同じ理由によりみずからを戒めるため、本年4月分の給与減額を佐渡市特別職の職員の給与に関する条例に規定する額から10分の1に当たる額を減じること3月市議会定例会に提案することから、教育長も10分の1の処分としたいということでございます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 ・ 佐藤委員長 ・ 委員全員 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今の話はまた後日議案で出しますが、今日はこれまでの事実関係を捉まえて、市長とともに教育長の条例を出したいものですから、条例を出すなら教育委員会の意見を聞く必要があるといったことです。 ・ それでは、採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。 ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、原案どおり可決されました。 ・ それでは、教育長、入室をお願いします。 (教育長が入室する。)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第 5、報告事項 1、学校の諸問題についてですが、本事項は児童生徒の個人情報に関する内容を含みますので、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいのですが、これに賛成の方は挙手をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ 全員挙手であります。 ・ それでは、報告事項 1 を秘密会とすることといたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<p>【秘密会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、以上で平成 29 年第 3 回佐渡市教育委員会臨時会を閉会します。 午前 10 時 22 分終了